

議案第7号

富津市病後児保育室の設置及び管理に関する条例の制定について
富津市病後児保育室の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年11月28日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図ることを目的として、富津市病後児保育室を設置するため、条例を制定するものである。

富津市病後児保育室の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、富津市病後児保育室の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図るため、富津市病後児保育室（以下「病後児保育室」という。）を設置する。

(名称、位置及び定員)

第3条 病後児保育室の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。

名称	位置	定員
富津市病後児保育室	富津市岩坂487番地5	3人

(職員)

第4条 病後児保育室に必要な職員を置く。

(利用対象児童)

第5条 病後児保育室の利用の対象となる児童（以下「利用対象児童」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 生後6月を経過した日から満12歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者
- (2) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 病気の回復期にあり、集団生活が困難である者
- (4) 保護者が勤務、疾病、事故その他やむを得ない事由により、家庭において保育することが困難である者

(利用の許可)

第6条 利用対象児童の保護者は、病後児保育室を利用しようとするときは、あらかじめ市長に利用の申請をし、その許可を受けなければならない。利用の許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、病後児保育室の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、病後児保育室の利用を許可しないことができる。

- (1) 利用対象児童が感染性の疾患を有し、又はその疑いがあるとき。
- (2) 利用対象児童の病状が重く、入院、加療等が必要であるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、病後児保育室の利用が適当でないとき。

(利用の停止等)

第8条 市長は、第6条の許可を受けた保護者（以下「利用者」という。）の児童が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 病状が変化し、病後児保育室の利用が困難であるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、病後児保育室の利用が適当でないとき。

(費用負担)

第9条 第6条の利用の許可を受けた者は、病後児保育負担金（以下「負担金」という。）を納入しなければならない。ただし、利用者の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯であるときは、これを免除するものとする。

2 負担金の額は、規則で定める。

3 利用者は、前項に定めるもののほか、利用に要する飲食物等の実費相当額を市に納付しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、病後児保育室を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償等)

第11条 利用者は、病後児保育室の施設、備品等を損傷し、滅失し、又は汚損したときは、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。